

随意契約理由書

本工事は千里高等学校の新館1階第2CAL教室（コンピュータ室）に設置されている空調機3台（平成16年製サンヨー SGP-H450J2GZ）の更新工事を行うものである。

対象機器は令和6年7月下旬に故障していることが判明し、専門業者に調査してもらったところ、室外機の制御基盤が経年劣化により故障しており、制御基盤を交換する必要があるが、メーカー補修部品の保有期限を超過しており修理部品が調達できないとの回答があった。

現在、夏休み期間中ではありますが、8月下旬より授業が始まることから、早急に復旧しなければ安全な授業が行えず単位取得ができない等、生徒に不利益が生じることから、速やかに業者と更新工事の契約を締結する必要がある。

以上の理由により、本工事については生徒や教職員の体調管理への配慮から直ちに空調機を更新する必要がある、入札による業者決定を行う暇がないことから、自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約を締結することとし、直ちに機能回復を行わなければ安全性や授業に支障をきたすものであるため、財務規則運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積書を省略するものである。